学校法人 減免規程 作成例

入園料、保育料等に関する減免規程

学校法人○○学園

（目的）

第１条　この規程は、学校法人○○学園○○幼稚園の入園料、保育料及び◎◎費について、その徴収額の減免に関する事項を定めるものとする。

（適用範囲及び減免額）

第２条　この規程は、次の各号について、適用するものとする。

　一　入園料

　　ア　本学園に保護者を同一とする園児がいる場合は、入園料の半額を減免する。

　　イ　本園に２人以上同時入園する場合は、２人目以降の入園料の半額を減免する。

　　ウ　学校法人○○学園が運営する幼稚園（姉妹園）からの転入園児は、入園料の全額を減免する。

　　エ　他の幼稚園からの転入園児は、入園料の半額を減免する。

　　オ　５歳児で９月以降に入園した場合は、入園料の半額を減免する。

　二　保育料

　　ア　休園願いが提出され、休園を許可された場合は、休園期間中の保育料の全額を減免する。

　　イ　本学園に保護者を同一にする園児がいる場合は、２人目以降の保育料から××,×××円を減免する。

　　ウ　月途中で入園又は退園した場合、当該月の徴収額は下記の計算式により日割りで算定（１０円未満の端数は切り捨て）し、残りの額を減免するものとする。

　　　１．月途中での入園の場合

　　　　　入園日から月末までの開園日÷その月の開園日

　　　２．月途中での退園の場合

　　　　　月初から退園日までの開園日÷その月の開園日

　三　◎◎費

　　ア

　　・

・

・

（申請）

第３条　前条各号の適用を希望する者は、別紙１減免申請書を園に提出するものとする。

（承認）

第４条　園長は、前条の申請に基づき審査の上、承認するものとする。ただし、適当でないと認めたときには、この限りではない。

（承認の通知等）

第５条　減免申請書が提出されてから、１週間以内に不承認の通知をしない場合は、承認したものとする。

（適用除外）

第６条　園長は、第４条のただし書きの場合は、速やかに保護者に通知するものとする。

　附　則

　この規程は、　　　年　月　日から適用する。

別紙１

　　年　　月　　日

学校法人　　　学園

　　　　幼稚園園長　様

園児保護者名　　　　　　印

減免申請書

　下記のとおり減免を受けたいので、申請します。

記

１　園児氏名

２　減免を申請する内容及び理由

（１）内容

（２）理由

３　添付書類

　　年　　月　　日

様

　　　　　　　　　　　　　　　　学校法人　　　学園

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　幼稚園園長　印

減免承認（不承認）書

　　　　　年　　月　　日付けで減免申請されたものについては、承認（不承認）します。

（不承認の場合は、理由）